



「発達保障」50周年と「Right to Development」 : 大学評価学会の掲げる「学生の発達保障を可能にする ような教育・研究のありよう」とは : シンポジウ ム

渡部, 昭男

(Citation)

大学評価学会第9回全国大会予稿集, 「質保証」を問い直す : 発達保障からのアプローチ:21-26

(Issue Date)

2012-03

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003800>



「発達保障」50周年と「Right to Development」

—大学評価学会の掲げる「学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありよう」とは—

渡部 昭男（神戸大学大学院人間発達環境学研究科／教育行政学，発達保障論）

1. 大学評価学会と発達保障

1-0 大会及びシンポジウムの趣旨と本報告の課題

○本大会の要項「大会コンセプト」

大学評価学会は2004年3月28日に設立大会を開催し、「大学評価京都宣言＝もう一つの『大学評価』宣言」を採択し、学会における研究のありようを明らかにした。そこでは、「大学評価の基本に、学生の発達保障が明確に位置づけられる必要がある」ことを指摘している。

○シンポジウム副題「—発達保障からのアプローチ—」～「発達保障」という視角について

1-1 準備過程

○2004.1.15.「設立発起人としてのご参加のお願い」呼びかけ人：田中昌人・池内了・篠原三郎

「大学評価学会設立にむけて（一次案）」→「通信」1号等に「設立趣意書」として再録

1) 設立趣旨：…今日，大学評価は，大学が社会的役割・貢献を行う上での必須条件となっています。社会的役割・貢献は，経済的のみならず社会的な広がりをもった多様で多元的な価値視点から求められるものです。この多様で多元的な視点から大学評価を行うことが必要となっているのです。

2) 研究課題：⑤①～④の研究とともに大学の社会的役割・貢献の評価を行う。この場合，経済的視点のみならず社会的，国際的，市民的，地域的な視点，同時に民主主義・平和，人権，ジェンダー，環境問題，貧困問題等といった21世紀の社会が直面する課題も含め，評価および評価基準を研究する。学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありようについての研究を重視する。

1-2 設立大会 2004.3.28.

○第一部：報告「大学評価の現代的意味」の一報告～田中昌人「学生の発達保障と大学評価」

→『シリーズ「大学評価を考える」第1巻』に収録

第3章 学生の発達保障と大学評価—教育行政の数値目標と発達保障のための評価—

1) 「無償教育の漸進的導入」の視点

2) 「青少年期のトランジション保障」の視点

1-3 学会通信における「発達」記事

○第1号（2004/4/25）～第28号（2011/11/20）[年4回，2009年度～年3回]

PDFデータを「発達」で検索 →ほとんど語られていない！→しかし，3つの低い山（丘？）
2004年度1号(6)，2005年度8号(3)，2006年度9号(1)，2008年度17号(3)・20号(2)，2009年度23号(1)，2010年度24号(1)，2011年度27号(1)・28号(3)

1) 設立時～田中昌人代表の逝去 2) 川口洋誉・細川孝会員 3) 第9回大会の報道

1-4 川口&細川会員の発言

○17号（川口）P.M.ハーテロー氏＝大学教育の目的～「学生を人間存在として発達させること」

本大会においても、単なる評価の方法論・技術論に陥ることなく、大学評価論を展開する基盤として大学論もしくは大学教育論のさらなる充実が図られたことは、本学会にとって有益なものでありました。シンポジウムでは、「大学教育の『質』をどう扱うか」をテーマに、ピーター・M・ハーテロー氏、山内正平会員、宮原明氏の三氏によってそれぞれの立場から大学教育の質をめぐって三者三様の大学論が示されました。特に、ハーテロー氏が大学教育の目的を「学生を人間存在として発達させること」と捉えたことは印象的でした。そして、同氏は、大学教育のアウトカムとは決して「学位を取得する学生の数」ではなく、「学生の批判的態度の発達」であり、「学生の発達を助ける雰囲気あるいは環境」こそが大学教育の質として正しく評価されなくてはならないと続けます。大学教育とは定量的な結果を求めるのではなく、批判的態度や教養という数値化できない価値を実現するものであることを再確認することができました。

さて、教育基本法では、大学を含めた「学校」は「公の性質」を有するものであり、その設置者を「国、地方公共団体及び法律に定める法人」のみとしている（第6条第1項）。「公の性質」、つまり教育の公共性とは学習者の成長発達に奉仕し教育を受ける権利を保障することと解される。ここから学校教育と営利活動とは相容れないということが確認される。この教育の公共性を担保できる者とし

さらに、学生の発達という視点の重要性であり、大学入学までの過程で、どのような教育を受けているかということに関心を持つことの重要性です。このことは、教育課程にとどまらず、学生が育ってきた社会環境にも目を向けるということにもつながります。（単なる教育サービスの受け手としてではなく）教育の当事者としての学生をどう認識するかは、大学評価を考える際にも重要な課題となるでしょう。

○20号（川口）教育の公共性とは学習者の成長発達に奉仕し教育を受ける権利を保障すること

○20号（細川）学生の発達という視点の重要性〔二重線囲み記事〕

2. 学生の発達保障を可能にするとうな教育・研究～「発達保障」50周年によせて

2-1 「発達保障」50周年～故・田中昌人共同代表の遺志～

○生い立ち（田中昌人[2001]『発達の土割』あいゆうびい）

…私が人間の発達を研究し、発達保障の論究を志して各地の学習会に参加をしてきた一員として、21世紀になったこの機会に、先ず十五年戦争の敗戦直後までの私自身の体験を記すことによって、これまでの平和と発達保障への歴史的希求に、さらに新たな気持ちで参加したい… [pp.6-7]

構成：1 松本での無言の行（1932年1/22 東京生まれ、小3まで松本）／2 徳島での飯事遊び（1941～）／3 岡山への疎開（1944～中1）／4 日笠への再疎開／5 その年、その刻（1945年8月15日昼）／6 戦後の清水へ／7 学籍が変えられていた！

…「3.岡山への疎開」以降は岡山一中の生徒として、教練などに脅えつつ、それでも必死に生き抜いた12歳3か月から13歳9か月迄の1年6か月間の、私にとっては無断で私の学籍が変えられてしまった時代における、この世における存在証明を自らにおいて行うという意味をもつものとなった。… [p.76]

○大学生時代（田中昌人[2005]『荒地の緑』『あの頃の大学生たち』クリエイツかもがわ）

構成：空きっ腹の志（1950 新制大学第2期生）／「ケフイクパス」／「教育学をやろう」／移植／嵐／生まれ出ずる学に拠りて／荒地の緑（1954年1/16 卒業論文「新胎教の可能性と展開上の諸問題—Schwangerschafts-toxikose の出生児に及ぼす影響調査—」，副論文「胎教の変遷」）

○教育学部助手～近江学園時代（田中昌人[2006]「土入れと、麦踏みと」『あの頃の若き旅立ち』同上）

構成：青春の芽に囲まれて（1954年5月任期付き助手）／研究調査と日本心理学会開催の取組み／教育的真実への道／教育的人間群像／1955年体制を前に／土寄せを前にした現実の壁（1956年4月～近江学園）／京都大学などからの実習生やボランティアと／13回の土寄せを重ねて（24～38歳まで、1970年～京都大学）

○1961年～「発達保障」の提起（田中昌人[1997]「全障研の結成と私の発達保障論」『全障研三十年史』全国障害者問題研究会出版部）

…私の「研究部のあゆみ」は、1961年1月22日という私の誕生日の日付である。…／私が「発達保障」という表題を用いて原稿を書き、印刷物となったのは、この『近江学園年報 第九号』に収められている「研究部のあゆみ」が最初である。… [p.463]

…精神薄弱児を「存在の類型」として認識するのではなく、「発達の様式」として、その中にある法則性を認識して教育技術をなりたさせる必要がある… [pp.463-464]

…「“発達に規定された学習”が問題になるのではなく、むしろ“学習に規定される発達”という意味で指導が問題になってくる」… [p.464]

…このように述べていく認識の方向を「フランスの教育改革委員会が国民教育組織の諸原理の中でもちいている発達保障という言葉をかきかきすれば、精神薄弱児なりの完全な発達保障をねらっていくのだといいかえることができる」と記している… [p.465]

○「可逆操作の高次化における階層一段階理論」(田中 2006)

…次元可逆操作の階層における内的法則性を取り出すことができて児童編成に生かすまでになったのが、1960年度から1965年度にかけてであった。… [p.109]

…こうして以後、次元可逆操作の階層からそれ以前、つまり出生後からの二つの階層[引用注～回転可逆操作の階層、連結可逆操作の階層]を把握できたことは、次元可逆操作の階層からそれ以後の二つの階層を数学的認識と生活綴方的認識、操作活動において解明を進めるものとなり、成人へ向けて変換可逆操作の階層、抽出可逆操作の階層における内的合法則性があることを、これまた発達の原動力と教育的発達の源泉の関係で取り出すことになっていった。… [pp.109-110]

…回転、連結、次元各可逆操作の階層は、胎生期に続くその発達の評価を家庭を基本とした地域社会とするが、次の変換、抽出、創出の階層は文明の価値と発達の価値に繰り込んでいくという、社会を基盤とした宇宙に進んでいくので、第三の大階層においては第二の大階層における人間進化の階層における発達の下部連関、基本連関、上部連関、内部連関のような発達連関をそれ以前のように機械論的に取り出すことはできない。そこでは文明の特質に基づく発達連関が自由にさまざまに取り出されるのであって、その生成連関における自由度は高い。…これ以後の発達の階層の研究は未着手であるが、各種の異なる人間的時空間をもって総合化されていく発達の自由の世界となることは間違いないであろう。[p.111]

…発達の大階層の発達の自由を一貫して保障していく制度的基礎が計画的につくられていくことが人間の前史時代から歴史時代の課題になっていくことが指摘される。それを待つことなく人間の労働時間の短縮を実現していくことによって、マルクスのいう人間発達を、「必然の国」から、「人間の力の発達」が実現していく「自由の国」へ向けていくことが自覚的に求められて行くようになる。[pp.111-112]

○2004～05「大階層の概念」の導入と「創出可逆操作の階層」の命名

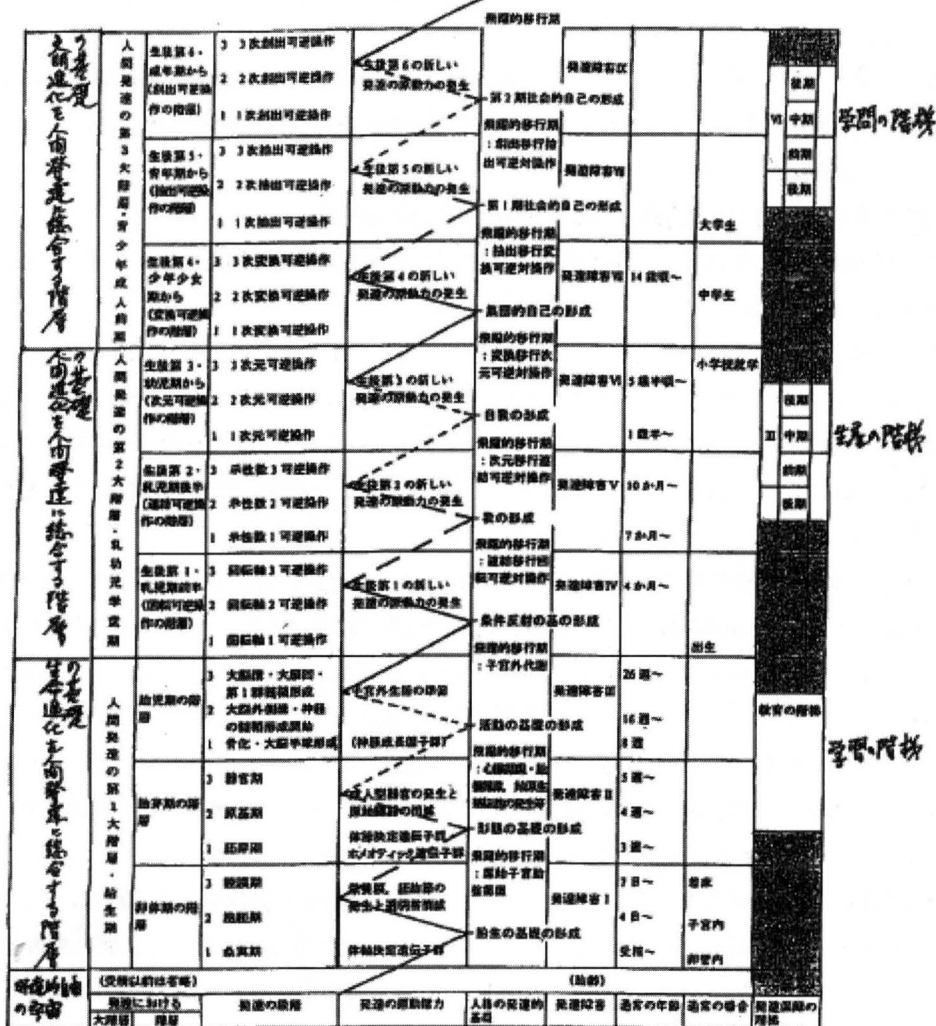
(田中昌人[2007]「新しい大学連合「関西圏」を考え、創出にあたる際のいくつかの基本視点(2005年10/22講演録)」『土割の刻』クリエイツかもがわ)

…この「創出」という言葉にかかわって、実は私たちは発達研究の新しい段階に入ってきました「創出可逆操作の階層」という新しい階層を今年ついに命名するに至っています。… [p.23]

…私はたいへん楽観的にこれを申し上げているのですが、人間発達の研究の面ではかろうじて間に合ったという感がしております。…2004年から2005年にかけて人間発達に大階層の概念を導入して、それを導入することによって新しい発達の原動力がどこで生まれて、どう飛躍していくのか、そのことが解明されて、それに対して教育的発達の源泉を教育的にどう組織していったらいいかについても解明されました。しかし、解明されたといっても原則がわかっただけなので、具体的なことはこれからつくっていくことになります… [p.33]

図 胎生期から成年になるまでの「発達段階-段階」と「新しい発達の原動力の生成」(通常の場合)
および発達障害を含む「発達保障の段階」との対応関係 2004.4.4. ~ 2005.7.3.

これは理想・現実に向ってさらに自由になる



【注】は、大脳基底核における一貫した人種の形成の基盤

胎中胎児・胎児期の発達保障は胎児期による

なおこの図は、今後も検討が重ねられていく性質のものである

○2005 年 11/18 逝去 (享年 73)

…皆様のご協力をいただき、亡くなる前に一冊 [引用注一『日本の高学費をどうするか』] を出していただくことができました。亡くなる二日前に本が届けられ、起き上がって大きく頷いたようでございます。… (田中杉恵[2007]「田中杉恵先生からのメッセージ」『土割の刻』p.225)

2-2 青少年期のトランジション保障, 青年期・成人期の発達保障

○青少年期のトランジション保障 (設立大会での 2004 田中報告)

…青少年期 10 年間のトランジション保障を整えて、大学教育を位置づける評価を行っていくことです。青少年の発達において 14, 15 歳というのは、生後第 4 の新しい発達の原動力が発生してくる、この上なく重要な時です。…/生後第 4 の新しい発達の原動力は「連帯した価値を深く識っていく力」です。それは同年齢、あるいは異年齢、あるいはプロの人たちと連帯、協力して、発達にふさわしい価値をつくり出していくという力を伸ばす側面を持っています。これに対して教育的な発達をうながす質の異なる複数の時空間単位を持った教育をおこなって、20 歳なかばに社会活動を担っていくなかで、人格の発達の基礎として、歴史的、社

会的、創造的で、民主的な第1期の社会的自己を形成していきます。10歳代なかばから20歳代なかばというのはそのような10年間です。そこでは個性を表しながら、経験を教訓として育ちゆくさまざまな過程があります。そこに非教育的、非人道的なものを制度として持ち込むということを改めようということが、青少年期教育の大切な方向です。『シリーズ「大学評価を考える」第1巻』pp.35-36]

…青少年期教育、学校教育、社会教育を総合して、教育を本来のものにしていくことです。さらにディーンネットワークなどに継続したものとして大学教育が位置づいていくことです。… [p.38]

○青年期・成人期の発達保障（亡くなる直前の2005講演）

…大学で1年次教育をおこなうのであれば、これから50年先に向けて何を学ばなければいけないのかを考えなければなりません。これから50年後に…人口問題や貧困問題、あるいは環境汚染問題など、緊急事態に対応する諸問題について、少なくともこれだけのことは解決できるための知識と見識をもってどう学んだらいいかわかることを学ぶことが必要です。そういう大学生の迎え方をして、「これからの4年間、君たちと一緒にやろう」ということが行われる必要があるのではないかと思います。[p.30]

○2050年までの課題（田中昌人[2001]「平和・安全・発達保障の応用心理学を目指して—2050年迄の応用心理学の前提と課題に関するミレニアム考—」『応用心理学研究』27(2)）

1)人口問題 2)貧困問題 3)資源不足問題 4)環境汚染問題（オゾン層の破壊・地球温暖化・環境汚染問題） 5)緊急事態の回避と犠牲者救援（戦争の廃絶・紛争の予防、核兵器の廃絶）

*問題解決を進める際の基本的原則

1)共進化の機制を攪乱しない原則 2)生成の原動力に焦点づけた資源の利用と全サイクルシステムを構築する原則 3)民主的な自治と連帯・共同によって平和・安全・発達保障を実現する原則

「発達保障の視点」から大学評価を一層深めていく

「学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありよう」の点検・評価並びに創出・創造～例えば、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）、実際のカリキュラム編成と講義・演習・実験・実習等の授業実践など

3. 「Right to Development＝発展への権利」に即した大学の社会的なあり方

3-1 「無償教育の漸進的導入」への飛躍

○大学評価学会における研究＝国際条約を梃子とした原理的解明と主張

実は、政策転換への論理（理屈）を提供することに繋がったと見なしうる

*2010年「公立高等学校に係る授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」

○高校授業料等無償化の3つの理由（政権与党並びに文部科学省の説明）

1)進学率98%、国民的な教育機関、教育の効果が社会に還元されている、社会全体で負担を。
2)全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができる、家庭の経済的負担の軽減。
3)諸外国では多くの国で後期中等教育を無償、国際規約の留保撤回に向けた施策

*ただし、ただちに高等教育における「無償教育の漸進的導入」には向かっていない。

「バラマキ」攻撃の展開 高等教育独自の論理の導入と構築

○国際人権規約A規約第13条（教育についての権利）2項

(a)義務教育～無償 (b)中等教育～無償教育の漸進的導入 (c)高等教育～無償教育の漸進的導入
締約国160か国／留保3国のうち、ルワンダは2008年に撤廃／残るは日本とマダガスカル。

○学費問題が類似した日本と韓国（国庫助成に関する全国私立大学教授会連合[2011 発行パンフ]
「誰もがお金の心配なく大学で学べるように」）

OECD 資料にみる「高等教育費の対 GDP 比（2007 年）」＝ともに OECD 加盟国中最低の 0.6%

OECD 資料にみる「高等教育における公私負担割合（2007 年）」＝公財政はわずかに 20～30%

○その韓国で「大学授業料の半額化」「大学授業料の後払い制」が市民運動の課題に

市民運動家の朴元淳弁護士が市長になったソウル市＝ソウル市立大学で 2012 年から半額化

2012 年 4 月予定の国政選挙において候補者の「大学授業料の半額化」への賛否を公開し、否の

候補者の落選運動を展開予定＝1980 年代民主化運動を経験した層が授業料を払う年代に



○2012 年 2/13-16 に韓国調査（渡部・望月・日永会員）

訪問先：参与連帯，大学教育研究所，大学教授労組，ハジャセンター（対案学校や社会的起業などの青少年支援），ソンミサン（対案学校や自然食運動を展開する地域），代案大学構想メンバー

←ソウル新聞 2012.2.15.記事

3-2 第三世代の人権としての「Right to Development＝発展への権利」と高等教育のあり方

○一国では完結しない地球時代の新しい人権概念

第一世代の人権＝自由権 第二世代の人権＝社会権 第三世代の人権＝連帯権

○第三世代の人権

環境（持続可能性）への権利，平和への権利，人類共同財産への権利，そして「発展への権利」

○1986 年国連総会採択＝Declaration on the Right to Development＝発展への権利宣言

1)あらゆる人権と基本的自由が実現されるような経済的・社会的・文化的・政治的發展に参加・貢献・享受する権利

2)発展の中心的主体は人間（個人）であり，人間がこの権利の積極的参加者・受益者である。

3)共同体が人間の十全で自由な発達を保障しう。国家は適切な国内発展計画を立案する。

○高等教育のあり方

第三世代としての Right to Development を礎に，2050 年までに解決すべき課題に共同・連帯していく教育・研究

○神戸大学大学院人間発達環境学研究科&神戸大学発達科学部の試み

人間の発達と人間発達を取り巻く環境の発展を対象とした複合的な学問・研究・教育を志向学部共通科目「発達科学への招待」（1 年次前期）

4 学部で領域横断型の ESD（Education for Sustainable Development）サブコースを設置運営
2005『キーワード人間と発達』大学教育出版（増補改訂版 2007）／2006『人間像の発明』ドメス出版／2008『発達科学への招待』かもがわ出版

○2013 年第 10 回大会（龍谷大学）への継承と更なる発展を

以上